

『所得税法規集（平成27年8月1日現在）』お詫びと訂正

標記の書籍に誤りがございました。次のとおり訂正し、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当箇所	正	誤
<p>2041 頁下段 12 行目ミシ ン野囲み中 第1項</p>	<p>〔施行 平成二十八年一月一日〕 非課税口座異動届出書等 第二十五条の十三の二 非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をしなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書の提出に当たっては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第十五項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき<u>変更後の</u>氏名、住所又は個人番号が当該書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個人番号と同一であることを確認し、かつ、当該非課税口座異動届出書（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を</p>	<p>〔施行 平成二十八年一月一日〕 非課税口座異動届出書等 第二十五条の十三の二 非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その氏名、住所若しくは個人番号の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をしなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書の提出に当たっては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第十五項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき<u>変更又は通知がされた</u>氏名、住所又は個人番号が当該書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個人番号と同一であることを確認し、かつ、当該非課税口座異動届出書（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記</p>

	<p>記録した電磁的記録を含む。第二十五条の十三の六第五項において同じ。)に当該確認をした旨及び当該書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第二十五条の十三の六第五項において同じ。)に当該確認をした旨及び当該書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載又は記録をしなければならない。</p>
<p>2042 頁下段 21 行目ミシ ン野囲み中 第1項</p>	<p>〔施行 平成二十八年四月一日〕 非課税口座異動届出書等 第二十五条の十三の二 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をしなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書の提出に当たっては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第十五項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき<u>変更後の</u>氏名、住所又は個人番号が当該書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個人番号と同一であることを確認し、かつ、当該非課税口座異動届出書（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を記録し</p>	<p>〔施行 平成二十八年四月一日〕 非課税口座異動届出書等 第二十五条の十三の二 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その氏名、住所若しくは個人番号の変更をした場合又は行政手続における<u>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には</u>、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をしなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書の提出に当たっては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第十五項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき<u>変更又は通知がされた</u>氏名、住所又は個人番号が当該書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個人番号と同</p>

	<p>た電磁的記録を含む。第二十五条の十三の六第五項において同じ。)に当該確認をした旨及び当該書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>一であることを確認し、かつ、当該非課税口座異動届出書(電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第二十五条の十三の六第五項において同じ。)に当該確認をした旨及び当該書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載又は記録をしなければならない。</p>
--	---	---